

八雲町特別職給料審議会次第

日時 令和5年1月30日（月）午後2時30分
場所 八雲町役場 3階 議員控室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員紹介
- 4 町長挨拶
- 5 会長選任
- 6 諮問事項 町長、副町長及び教育長の給料の額の改正
- 7 資料説明
- 8 審 議
- 9 答 申
- 10 閉 会

八雲町特別職給料審議会委員

令和5年1月30日委嘱

氏名	備考
大野尚司	八雲町町内会等連絡協議会 会長
井口啓吉	熊石町内会連絡協議会 会長
舟田進一	新函館農業協同組合 北渡島地区運営委員長
山縣光徳	八雲町漁業協同組合 代表理事組合長
近藤安幸	八雲商工会 会長
鶴見早苗	落部連合町内会婦人部 部長
梅津千佳子	連合北海道八雲地区連合会 副会長

八雲町議員報酬及び特別職給料審議会条例

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の額について審議するため、八雲町議員報酬及び特別職給料審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(諮問)

第2条 町長は、前条の議員報酬及び給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は委員10人以内をもって組織し、その委員は、町の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、町長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。